

ル後ハ何様ニモ代金ノ戻渡ヲ請求
スルコトヲ得 但其金額ハ第四十二條
第二表ニ依リ利率之ヲ定ム
前項ノ假設金ニ對シテハ其支拂後一
月以上ヲ經過シテ販賣ヲ了スルトキ
ハ利息ヲ徴收ス

第五十條 組合員ヨリ販賣品ノ委託收受
ノ物品ニ對シ特殊ノ費用ヲ要シタルト
キハ其實質價ヲ徴收スルモノトス
第五十一條 組合員共同販賣部ニ於テ取扱
ル物品ノ代金ハ毎月二十日迄ニ前月二十
六日ヨリ其ノ日 二十五日ニ至ル間ニ於テ
精算ヲ行ハスモノトス

第五十二條 理事ノ組合員ノ法定ニ應
レ若
ハ第四表ヲ参照シ組合員ノ供給スル
ノ物品ヲ便宜購入スルモノトス 但組合
員ノ注文ニ應スル場合ニ於テハ其
價額金五拾円ヲ超過スルモノハ役員ノ
協議ニ依リ之ヲ定ム
前項組合員ノ注文ニ應スルトキ
理事
必由ト認ムルトキハ時期ヲ指定シテ
組合員ニ注文品ノ先積代價一割
提款スルモノトシ得

第五十三條 組合員ニ供給スル物品ノ
第二表ニ依リ利率之ヲ定ム
組合員ヨリ販賣品ノ委託收受
ノ物品ニ對シ特殊ノ費用ヲ要シタルト
キハ其實質價ヲ徴收スルモノトス
組合員共同販賣部ニ於テ取扱
ル物品ノ代金ハ毎月二十日迄ニ前月二十
六日ヨリ其ノ日 二十五日ニ至ル間ニ於テ
精算ヲ行ハスモノトス